

◎佐賀県条例第25号

佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

佐賀県青少年健全育成条例（昭和52年佐賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第8条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) <u>携帯電話インターネット接続役務契約 携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）をいう。</u></p> <p>(16) <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続役務契約の締結の媒介等を業として行う者をいう。</u></p> <p>(17)・(18) 略</p> <p>(19) <u>携帯電話端末等 携帯電話端末又はPHS端末をいう。</u></p> <p>(20) <u>媒介等 媒介、取次ぎ又は代理をいう。</u></p> <p>(携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置)</p> <p>第18条の5 <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話インターネット接続役務契約の締結又は媒介等をするに当</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第8条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) <u>役務提供契約 青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提供契約をいう。</u></p> <p>(16) <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等 青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。</u></p> <p>(17)・(18) 略</p> <p>(19) <u>青少年有害情報フィルタリング有効化措置 青少年インターネット環境整備法第16条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。</u></p> <p>(20) <u>携帯電話端末等 青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。</u></p> <p>(21) <u>特定携帯電話端末等 青少年インターネット環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等をいう。</u></p> <p>(携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置)</p> <p>第18条の5 <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年インターネット環境整備法第14条の規定により同条各号に掲</u></p>

改正前	改正後
<p>たつては、当該契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるかどうかを確認し、使用者が青少年である場合には、その保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生じることその他規則で定める事項を記載した書面を交付し、及びその内容を説明しなければならない。ただし、青少年の保護者が、過去に同様の事項について書面を交付され、及び説明を受けていることが明らかであるときは、この限りでない。</p> <p>2 保護者は、<u>携帯電話インターネット接続役務契約の締結をするに当たっては、当該契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合において、青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の規定により、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務契約（青少年を携帯電話端末等の使用者とするものに限る。）を締結したときは、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、前項</u></p>	<p>げる事項を説明するときは、<u>役務提供契約（既に締結されている役務提供契約（以下この項において「既契約」という。）の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあつては、当該既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うものに限る。以下この項において同じ。）を締結しようとする相手方が青少年である場合にあつては当該青少年に対し、役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあつては当該保護者に対し、青少年インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した書面を交付し、及びその内容を説明しなければならない。ただし、青少年又は青少年の保護者が、過去に同様の事項について書面を交付され、及び説明を受けていることが明らかであるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 保護者は、<u>青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない役務提供契約で当該役務提供契約の相手方又は当該役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるものを締結したときは、当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る携帯電話端末等を使用</u></p>

改正前	改正後
<p>の規定により提出された書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を保存しなければならない。</p> <p>（携帯電話インターネット接続役務提供者等への措置）</p> <p>第18条の6 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供者等が前条第1項又は第3項の規定に違反しているとき、当該携帯電話インターネット接続役務提供者等に対し、必要な勧告をすることができる。</p>	<p>している青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、前項の規定により提出された書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。<u>第5項において同じ。</u>）を保存しなければならない。</p> <p><u>4 保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供者等</u>に提出しなければならない。</p> <p><u>5 携帯電話インターネット接続役務提供者等は、携帯電話インターネット接続役務提供者等が青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等を販売した場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約が終了する日又は当該特定携帯電話端末等を使用している青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、前項の規定により提出された書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。</u></p> <p>（携帯電話インターネット接続役務提供者等への措置）</p> <p>第18条の6 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供者等が前条第1項、<u>第3項又は第5項</u>の規定に違反しているとき、当該携帯電話インターネット接続役務提供者等に対し、必要な勧告をすることができる。</p>

改正前	改正後
<p>2 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務の提供を受けていると認められる青少年の保護者に対して、質問し、又は報告若しくは資料の提供を求めることができる。</p> <p>3・4 略</p>	<p>2 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務の提供を受けていると認められる青少年の保護者又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じ<u>ない特定携帯電話端末等</u>を使用していると認められる青少年の保護者に対して、質問し、又は報告若しくは資料の提供を求めることができる。</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。